

---

# 佐 渡 市 宿 根 木

## 伝統的建造物群保存地区

### 保 存 計 画

---

平成 2 年 1 2 月 (制定)

平成 4 年 1 月 (改定)

平成 6 年 7 月 (改定)

平成 9 年 6 月 (改定)

平成 2 3 年 1 月 (改定)

平成 2 4 年 9 月 (改定)

新潟県佐渡市  
佐渡市教育委員会



## 佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区

# 保 存 計 画

佐渡市宿根木地区歴史的景観条例（以下「条例」という）第 21 条の規定に基づき、佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という）の保存計画を次のように定める。

### 1. 保存地区の保存に関する基本計画

#### 1) 沿革

小木岬は佐渡島の南端に位置する海岸段丘の半島である。半島の峰は海拔 200 メートル弱の丘陵が続き、これより低く数段の段丘が海へとせりだし、海岸部では深い入り江と隆起岩層の磯部が変化に富む景観を形成する。

この台地と海岸部には古く縄文時代の生活の跡もみられるが、台地を刻む小流に沿って谷田が拓かれ、また段丘上の台地に畑地がひろげられたのはそのずっと後であったろう。宿根木は、このような台地の谷間に形成された入江の集落のひとつである。宿根木が文献に登場するのは 13 世紀中頃、佐渡島中央部に本拠を持つ羽茂地頭本間氏の支配下に置かれてからで、宿根木には出城が置かれ、港町としての性格を持っていたと考えられている。集落の奥に位置する時宗称光寺の開創は貞和 5 年(1349)、村社である白山神社は嘉元 2 年(1304)の創建と伝えている。

近世の佐渡は、金銀山の開発と西廻り航路の中継地として大きく浮上してくる。佐渡が幕府直轄地となり、小木港が寛文 12 年(1672)以来西廻り航路の寄港地となったため、宿根木は船主、水主、船大工などを中心とする北前船稼ぎの村として発展する。江戸時代後期の宿根木村は、新田も加えて 120 戸 500 余人ほどの集落で、百姓のほか、船大工棟梁 3 名弟子 31 名、鍛冶屋 3 軒、桶屋 2 軒弟子数名、その他船頭、水主等が居り、廻船所有数は 20 隻を数えた。北前船の航路は日本海、瀬戸内海、大阪であり、春先に大阪へ上り秋に下って一航海とし、一船ごとに津々浦々で売買していく廻船業が村の繁栄を支えていた。

宿根木の北前船稼ぎが衰退したのは明治になってからで、全国的な鉄道網の完成や大型汽船会社の登場と和船建造禁止令など、時代の変革によるものであった。しかし和船禁止は荷船だけであったので、和船の漁船の建造がなお宿根木で続けられた。明治期の北海道はニシン漁場・北洋漁業が大盛況で、宿根木の船乗りや船大工たちは北海道に出稼ぎに出て、離村する人々が多く、大正の中頃には現在に近い約 70 戸ほどの村になった。宿根木の農業はこの時期に用水の開発に成功し、台地の畑を水田に転換して収入が安定し、さらに戦後は柿などの特産品も生まれた。しかし、昭和 30 年代からの高度成長期を境に出稼ぎが盛んになり、若者も他の仕事を選んで島外に出てゆき、しだいに地域社会は過疎化と高齢化に直面することとなった。

一方、昭和 40 年代半ばから宿根木の歴史と民俗を文化遺産として評価し保護する動きが始まった。45 年に閉校した宿根木小学校校舎を歴史民俗資料館として整備再利用したが、ここに収集された船大工道具、磯舟、漁労用具等の一部は、49 年に重要有形民俗文化財に指定された。宿根木の集落の保存についてもこれと同じ頃から気運がおこり、55 年度の文化庁補助による伝統的建造物群保存対策調査事業を経て、平成元年 12 月の宿根木部落総会

で保存の方向が決定された。同 2 年には地元で宿根木町並保全推進委員会が発足して「宿根木の浦住民憲章」を制定し、伝統文化と自然環境を次代に継承することを地区住民の総意としている。

## 2) 保存地区の現況

### ①保存地区の範囲

宿根木は、近世後期に廻船と船大工集落として繁栄した当時をしのばせる伝統的な建造物群や集落構成が、その周辺環境とともに良く保存されている港町である。保存地区は、この集落のある称光寺川の谷間及びこれと一体をなす周囲の台地、並びにこれらと接する東は琴浦境、西は強清水境までの隆起岩礁海岸を含む、別図 1 に示す 28.5 ヘクタールの範囲である。

### ②周辺環境と集落の構成

港から見ると、小木岬は岩場の海岸から切り立った台地と山塊が長く続くように見える。宿根木の港はその台地のひとつの切れ目の谷内にあり、千石船も入港し得る深い入江に面する大浜が集落の正面に位置する。大浜は船の荷揚場であり、東側の厚浜には浦目付番所、造船場、さらに唐岬の東には船を囲う囲い場などがあった。大浜は集落にとっては海に面する唯一の広場であり、西端で称光寺川が入江に注いでいる。

集落は、台地から称光寺川が深く切り込んだ、約 1 ヘクタールほどの狭い谷内に家屋が密集している。大浜から集落内に向けて、3 尺前後の幅のせまい小路(コウチ)が 6 本走り、集落内ではこれらに直交して谷奥の称光寺へ至る小路など数本があつて、一部は石畳で舗装されており、川には石橋をかけている。台地上はおもに田圃に切り開かれているが、谷内に降りる 4 本の細い坂道沿いや海岸よりの傾斜地には椿や松や竹藪などの群落が大きな緑をつくり、広々とした海への展望を縁取っている。坂道沿いの昼なお暗い緑のしげみの中や切り立った崖の途中には、墓や小さな石仏、祠などが安置されている。これらの地物は古くからの歴史的な風致として、伝統的な建造物群と一体をなす歴史的環境を形成している。

### ③伝統的建造物群の特性

谷内の集落内には 48 戸が密集しており、このうち伝統的な建造物は民家の主屋 35 棟、納屋 34 棟、土蔵 26 棟、その他社寺等も含めて合計 106 棟を数え、そのほぼすべてが総二階造りとなっている。建物の隣棟間隔は 1 尺余りしかないが、それも雨水などの排水溝の空間となっており、庭はほとんどない。小路に挟まれて敷地が取れない家屋では、間取りは三角形や変形したものもある。

主屋などの建物は、その外観の簡素さと、内部の赤い漆溜塗りなどで華やかな居間(オマエ)などの空間の立派さとの対比が、特徴的である。潮風に長年吹き込まれた色彩に乏しい地味な集落の外観と、輪島塗りや伊万里焼などの什器がしまわれる鮮やかな漆喰塗りの土蔵の内部の対比は、北前船稼ぎの集落ならではといえよう。

屋根は、現在は能登瓦葺きが多いが、かつては石置き杉木羽葺きであり、縦下見板張り壁などからなる壁の腰板には船の側材の廃材を張るなど全体に質素であつて、二階を張り出すセガイの持ち送りに透かし彫り装飾を施した主屋などは例外的である。

称光寺川沿いの狭い谷の奥に位置する称光寺の境内には、表側から、山門、本堂、庫裏、土蔵などがあり、その背後に墓地、沢田が順に配置される。沢田のさらに奥には、谷川をせき止めて築造された砂防貯水池の堤防があり、これが保存地区の北限となる。境内の西寄りには称光寺川の石積み護岸があり、東側の崖裾には仏龕が掘られ、そこに多くの石墓

や石仏が安置されている。称光寺の門前を出た川の西側崖裾には、白山神社があり、これと並んでかつて称光寺の塔頭が幕末まであった敷地は、明治期の学校を経て現在は公会堂が建てられている。

この谷内を囲む台地上では、東側の高ノ山に 7 戸の民家と旧小学校校舎を転用した民俗博物館があり、反対の西側には 5 戸の農家などがある。主屋の他に作業小屋やマセ小屋などが耕地のなかに点在し、瓦葺き平屋建物が多数農村景観をかたちづくっている。台地上の伝統的な建造物は、旧小学校校舎等も含め、農家の主屋や附属屋マセ小屋など、計 16 棟を数える。

### 3) 保存の方向と内容

#### ①保存の方向

宿根木の歴史が形成した優れた景観特性を生かしながら、谷内と台地上の伝統的建造物群、及びこれと一体をなす海域・海岸地形・集落域・段丘・森林域からなる全体の歴史的風致を保存し、住民の生活向上を配慮しつつ、保存地区の調和ある修理、修景、復旧、管理等に努める。なお、宿根木は都市的な高密度な空間からなるが、歴史的に多数の外来者を受け入れた宿場などではないので、保存整備の計画や事業にあたっては従来の伝統的生活空間の良さを守る工夫をはかるものとする。

#### ②保存の内容

保存地区の保存にあたっては、主屋・納屋などの付属屋・土蔵（倉）・マセ小屋・塀・井戸等の伝統的建造物については、これを特定し、伝統的建造物群の特性を維持するための適切な管理及び修理を行い、これに準ずる物件や建物工作物等の新增改築についても努めて景観上の保全及び調和のための修景を行う。また、伝統的規模と形式による敷地割と、排水溝や建築物の入口の配慮については、いずれも伝統的な建造物群の景観特性を決定づける重要な要件であるので、この保全に努めるものとする。

集落内の路地や階段、坂道、風垣、祠、石像仏、称光寺寺域一帯、並木や古木、史跡など、伝統的建造物群と一体をなす歴史的環境を保存するうえで特に保存が必要と認められる物件については、これを特定し、その保護のための適切な管理、修理、復旧、修景に努める。また、このほかの地物や地貌についても、歴史的風致の保全に努めるものとする。特に、集落内を流れる称光寺川は集落形成上の重要な要件であり、宿根木住民の生活を潤したその歴史性・空間性・精神性において欠くことのできないものであるため、その水質の改善をはかり、川や橋の管理、復旧、修景を行う。また近年まで村の飲料水源であった共同井戸の活用をはかり、歴史的景観の保全を行う。

居浜・厚浜などの入江は廻船時代の歴史的景観を残すとともに、祭事や収穫調整等に使用する公共的空間であり、宿根木人の精神生活の大きなよりどころとなっている。よってこれを復旧、修景し、景観の保全を行う。なお、廻船時代の船囲い場であった囲い場（入江）や、入江奥の湧水地と石切り場の遺構を残すこの一帯の歴史的自然的景観の保全に努める。また集落の西部、萩ノ浦に至る岩礁地帯は縄文時代晩期及び古代の製塩遺跡等、歴史的遺構や崖下の湧水地を有するので、この一帯の歴史的自然的景観の保全に努める。

2. 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）、及びこれと一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件等（以下「環境物件」という）の決定

1) 伝統的建造物 建築物 106件 (別表 1)

- 工作物 16件 (別表 1)  
 伝統的建造物の位置及び範囲を示す図面 (別図 1)  
 2) 環境物件 108件 (別表 2)  
 環境物件の位置を示す図面 (別図 2)

### 3. 保存地区内における建造物及びその他の物件の保存整備計画

#### 1) 保存整備の基本方針

伝統的建造物については修理・修繕及び活用による保護をはかり、また環境物件の保存については修理復旧を行い、全体として調和する景観上の保全を行うものとする。伝統的建造物以外の建築物・工作物の修理修景、あるいは空屋敷地等への新築については、その外観の位置規模形態意匠等を伝統的建造物にならうものとし、伝統的建造物群との調和をはかり、修景に努めるものとする。

保存地区の保存整備にあたり、市と「宿根木の浦住民憲章」に基づき結成された地区保存のための団体「宿根木を愛する会」は協力して、保存地区の保護と良好な歴史的景観の形成にあたるものとする。

#### 2) 伝統的建造物の保護

屋敷全体または一部に伝統的様式の外観を維持する建築物・工作物が現存している場合には、その保存とともに屋敷全体としての伝統的様式の外観修復に努めるものとし、内部においても、所有者等と協議の上、伝統的様式の復原・保存に努めるものとする。

##### ①居住性能の向上と外観修理

木造在来工法を基本とする外観修復は、伝統的様式を損なわない範囲で、必要に応じて防音、防水、防湿及び断熱等の生活環境としての向上対策を講ずる。

#### 3) 伝統的建造物以外の建物・屋敷修景（新築・増築・修理・模様替え等）

伝統的建造物群を補完し、集落全体としての景観を良好に保ち、高めるために、次の要件を満たすことを基本とし、コンクリートブロック、鉄骨、RC造の建築物・工作物は順次伝統的建造物に準じた在来工法のものに変えていくものとする。

家屋				
構造	階高	屋根	壁	軒
木造	平屋又は二階	切妻 伝統的勾配 ①石置木羽葺 ②能登瓦葺	板張付け	伝統的様式と調和のとれた範囲
石垣・橋 屋敷林・風垣		切石積み、打ち込み接ぎ 在来種の樹木 竹垣		

#### 4) 伝統的な建設資材の確保と供給

今後入手困難が予想される基礎・石垣用の青石などの石材及び木羽板材などは、平時から入手・保管に努め、事業施工者に供給する態勢の確立に努める。また、技術研修等によって、より良い復原技術者の育成に努める。

#### 5) 公共・公益施設等の修景・整備

とくに公共・公益施設等の新・増・改築、修理に際しては、伝統的建造物との調和をはかるため、位置、規模、形態、意匠、素材、技術などについて、周辺景観に充分配慮する。

#### 6) 環境物件の保存

坂道・石段や環境緑地などを含む環境物件については、その所在地に応じて歴史的環境を形成する物件を群からなる区域としてとらえ、集落内外にわたる16の区域を設定し、効果的な復旧・修景に努め、良好な管理と保存整備をはかる。

#### 7) 環境物件以外の歴史的遺構の復原・修復・修景

とくに伝統的形式を知るに欠かせない物件である、セセナゲ（排水装置）、石垣、小路、祠、墓地、共同井戸、川の側壁や川床、洗い場、風垣などの歴史的遺構の復原・修復・修景整備に努める。

#### 4. 建造物及び環境物件に係わる助成等

保存計画に基づく事業に対し、別に定める「佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」により必要な助成を行う。

#### 5. 保存地区の保存のために必要な管理施設等の整備計画

##### 1) 管理施設等

保存地区の管理・運営のため、管理事務所・資材置き場・案内標識・説明表示板等を伝統的景観に配慮しつつ設置する。

##### 2) 宿根木の伝統文化を公開する施設の整備

佐渡国小木民俗博物館は保存地区と合わせて小木の生活文化の研究と郷土教育の核施設として充実し、施設の整備と運営体制の強化に努める。

##### 3) 防災設備等

木造の密集家屋に対し、防災体制の確立に努め、消火栓、防火水槽等を要所に配置する。

##### 4) 沿道の整備

保存地区内の道筋、沿道は歴史性・文化性を尊重した修景・修復をはかる。アカスジ（道）は歩行者専用の道として、現存する道の保存と延長に努め、在来種による緑化・修景により個性を持った道の景観形成をはかる。

##### 5) 道路・駐車場等

集落内の交通安全や道路景観維持のため、バイパス道の早期実現と村外車両の乗り入れ制限や交通規制、共同駐車場設置、車両の共同利用などの推進を検討する。見学者用の駐車場を整備し料金を徴収する。

##### 6) 電柱・架線等の整備

電柱・架線等については、伝統的景観を阻害しないよう、地下埋設や移設をはかる。

##### 7) 看板等の整備

住民が個々に設置する看板などについては伝統的意匠を生かしたものとし、その材質・大きさ・数・設置場所等に関し景観的配慮からの助言・指導を行うものとする。

8) 集落の歴史的形成に重要な要件であった海域を含む周辺の海浜環境の保存・保全に努めるものとする。

(以上)





別表-1 伝統的建造物リスト

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地
1	1	主屋	1棟	宿根木 366-1 番地
2	1-1	土蔵	1棟	宿根木 366-1 番地
3	1-2	付属屋	1棟	宿根木 366-1 番地
4	1-3	付属屋	1棟	宿根木 354-8 番地
5	5	主屋	1棟	宿根木 372 番地
6	6	主屋	1棟	宿根木 374 番地
7	6-1	付属屋	1棟	宿根木 368 番地
8	7	主屋	1棟	宿根木 381 番地
9	7-1	土蔵	1棟	宿根木 373 番地
10	7-2	土蔵	1棟	宿根木 378-1 番地
11	8	主屋	1棟	宿根木 377 番地
12	8-1	付属屋	1棟	宿根木 377 番地
13	9-1	土蔵	1棟	宿根木 382 番地
14	9-2	付属屋	1棟	宿根木 559 番地
15	10	主屋	1棟	宿根木 380 番地
16	11	主屋	1棟	宿根木 379 番地
17	11-1	付属屋	1棟	宿根木 558 番地
18	12-1	付属屋	1棟	宿根木 387 番地
19	12-2	土蔵	1棟	宿根木 387 番地
20	12-3	付属屋	1棟	宿根木 557 番地
21	13	主屋	1棟	宿根木 384 番地
22	13-1	付属屋	1棟	宿根木 384 番地
23	14	主屋	1棟	宿根木 391 番地
24	14-1	土蔵	1棟	宿根木 391 番地
25	14-2	土蔵	1棟	宿根木 383 番地
26	14-3	付属屋	1棟	宿根木 383 番地
27	14-4	付属屋	1棟	宿根木 383 番地
28	16-1	土蔵	1棟	宿根木 388 番地
29	16-2	付属屋	1棟	宿根木 388 番地
30	16-3	土蔵	1棟	宿根木 389 番地
31	16-4	付属屋	1棟	宿根木 389 番地
32	16-5	付属屋	1棟	宿根木 275-1 番地
33	17	主屋	1棟	宿根木 400 番地
34	17-1	土蔵	1棟	宿根木 399 番地
35	17-2	土蔵	1棟	宿根木 426 番地
36	17-3	付属屋	1棟	宿根木 426 番地
37	17-4	付属屋	1棟	宿根木 426 番地
38	18-1	土蔵	1棟	宿根木 398 番地
39	19	主屋	1棟	宿根木 406 番地
40	19-1	付属屋	1棟	宿根木 397 番地
41	20	主屋	1棟	宿根木 407 番地
42	20-1	土蔵	1棟	宿根木 407 番地
43	21	主屋	1棟	宿根木 404 番地
44	21-1	主屋	1棟	宿根木 404 番地
45	21-2	主屋	1棟	宿根木 404 番地
46	21-3	付属屋	1棟	宿根木 404 番地
47	21-4	土蔵	1棟	宿根木 396 番地
48	22	主屋	1棟	宿根木 418,401 番地
49	22-1	土蔵	1棟	宿根木 418 番地
50	22-2	土蔵	1棟	宿根木 394 番地
51	23	主屋	1棟	宿根木 417 番地
52	25	主屋	1棟	宿根木 411 番地
53	27	主屋	1棟	宿根木 408 番地
54	28	主屋	1棟	宿根木 425 番地
55	31-1	土蔵	1棟	宿根木 419 番地
56	32	主屋	1棟	宿根木 448 番地
57	33	主屋	1棟	宿根木 422 番地
58	33-1	土蔵	1棟	宿根木 421 番地
59	33-2	土蔵	1棟	宿根木 421 番地
60	34	主屋	1棟	宿根木 423 番地
61	34-1	土蔵	1棟	宿根木 424 番地
62	35	主屋	1棟	宿根木 429 番地

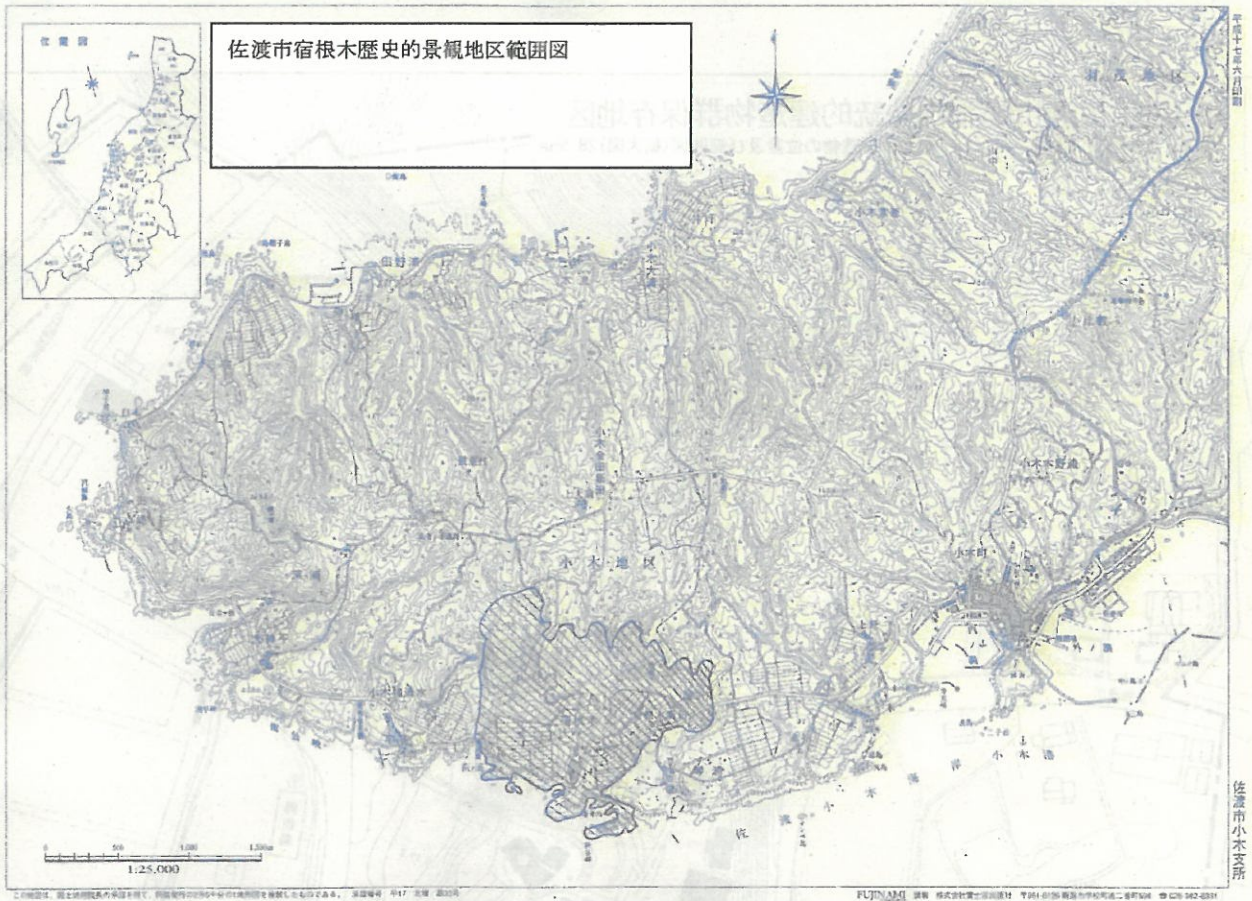
番号	保存計画番号	種別	員数	所在地
63	35-1	付属屋	1棟	宿根木 429 番地
64	36-1	付属屋	1棟	宿根木 433 番地
65	37	主屋	1棟	宿根木 435 番地
66	37-1	付属屋	1棟	宿根木 432 番地
67	38-1	主屋	1棟	宿根木 436 番地
68	39-1	土蔵	1棟	宿根木 440 番地
69	39-2	付属屋	1棟	宿根木 440 番地
70	41-1	付属屋	1棟	宿根木 442 番地
71	42	主屋	1棟	宿根木 444 番地
72	43	主屋	1棟	宿根木 445 番地
73	43-1	付属屋	1棟	宿根木 427-2 番地
74	45-1	付属屋	1棟	宿根木 587-2 番地
75	46	主屋	1棟	宿根木 451 番地
76	47	主屋	1棟	宿根木 453 番地
77	47-1	付属屋	1棟	宿根木 450 番地
78	47-2	付属屋	1棟	宿根木 420 番地
79	48	主屋	1棟	宿根木 458 番地
80	48-1	土蔵	1棟	宿根木 458 番地
81	50	主屋	1棟	宿根木 465 番地
82	50-1	付属屋	1棟	宿根木 465 番地
83	51-1	熊野権現	1棟	宿根木 468 番地
84	51-2	本堂	1棟	宿根木 470 番地
85	51-3	土蔵	1棟	宿根木 470 番地
86	51-4	便所	1棟	宿根木 470 番地
87	51-5	山門	1棟	宿根木 468 番地
88	52	主屋	1棟	宿根木 294 番地
89	52-1	付属屋	1棟	宿根木 294 番地
90	53-1	付属屋	1棟	宿根木 296 番地
91	56-1	土蔵	1棟	宿根木 322 番地
92	57-1	付属屋	1棟	宿根木 317 番地
93	58	主屋	1棟	宿根木 316 番地
94	58-1	付属屋	1棟	宿根木 315 番地
95	59-1	土蔵	1棟	宿根木 309 番地
96	59-2	付属屋	1棟	宿根木 309,311 番地
97	60-1	土蔵	1棟	宿根木 345 番地
98	68	拝殿	1棟	宿根木 464-2 番地
99	68-1	本殿	1棟	宿根木 464-2 番地
100	68-2	社務所	1棟	宿根木 463 番地
101	72	観音堂	1棟	宿根木 469 番地
102	73	旧校舎	1棟	宿根木 270-2 番地
103	73-1	船小屋	1棟	宿根木 274-1 番地
104	74	付属屋	1棟	宿根木 449-2 番地
105	75	主屋	1棟	宿根木 416 番地
106	69	公会堂	1棟	宿根木 456 番地
		計106件	106棟	

## 工作物リスト

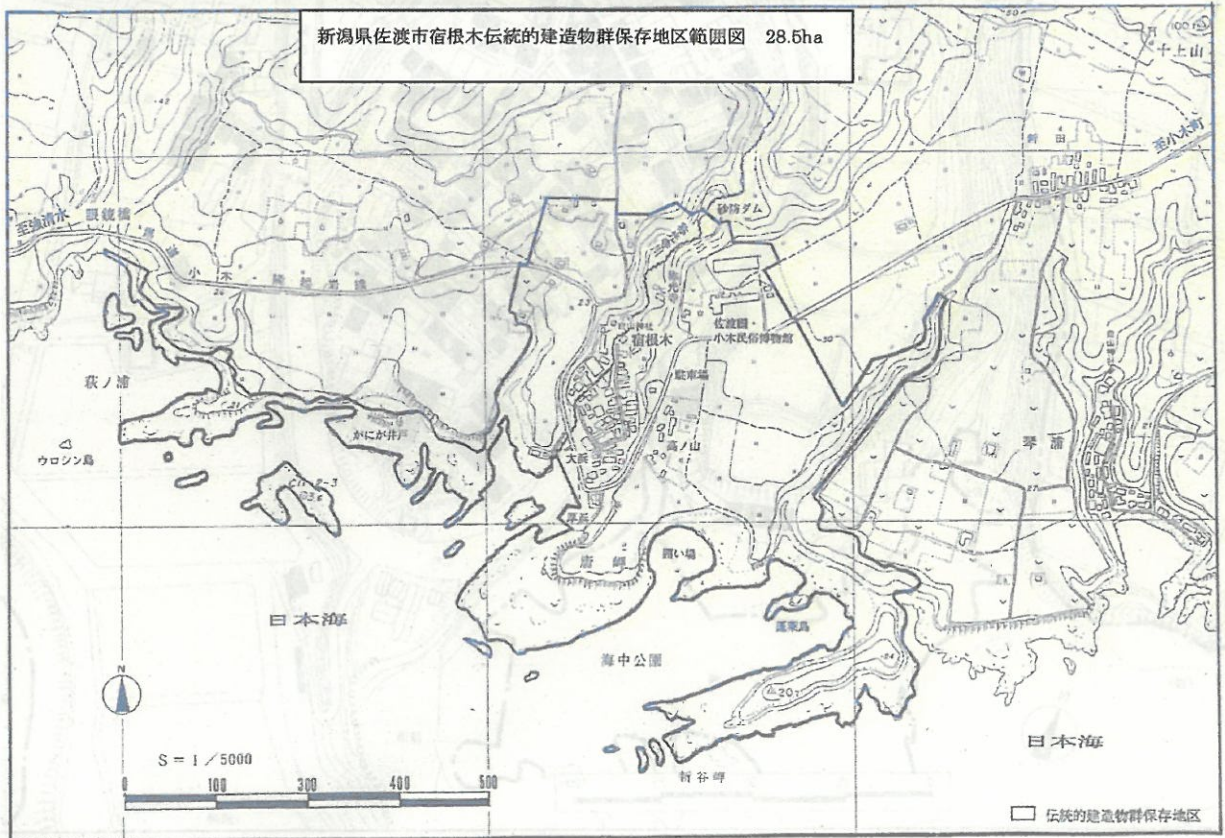
番号	保存計画番号	種別	員数	所在地
1	1	板塀	1棟	宿根木 391 番地
2	2	木戸と板塀	2棟	宿根木 391 番地
3	3	木戸と板塀	3棟	宿根木 404 番地
4	4	板塀	2棟	宿根木 468 番地
5	5	不動尊堂	1棟	宿根木 468 番地
6	6	共同井戸	1基	宿根木 294の崖下
7	7	井戸	1基	宿根木 373 番地
8	9	マセ小屋	1棟	宿根木 278-1 番地
9	10	マセ小屋	1棟	宿根木 279-1 番地
10	11	マセ小屋	1棟	宿根木 354-3 番地
11	12	マセ小屋	1棟	宿根木 540-1 番地
12	13	マセ小屋	1棟	宿根木 579-1 番地
		計12件	16棟	
		合計118件	122棟	



別図 1-1 佐渡市宿根木歴史の景観地区範囲図 (全体図)



別図 1-2 佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区範囲図





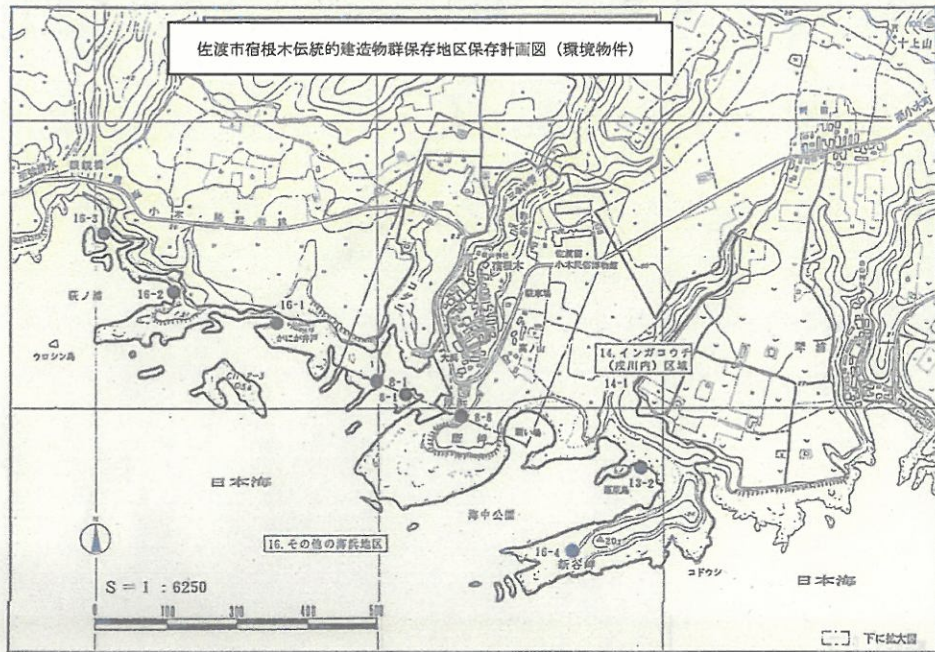
別表-2 環境物件リスト

番号	保存計画番号	名称	員数	所在地	備考
1. 集落区域					
1	1-1	念仏橋(御影石)	1件	宿根木 456 番地地先	市文化財
2	1-2	石橋(御影石)	1件	宿根木 422 番地地先	市文化財
3	1-3	堰(御影石)	1件	宿根木 456 番地地先	
4	1-4	穴口の小路(石畳)	1件	宿根木 417, 418, 401, 402番地に面する道	
5	1-5	権兵衛の小路(石畳)	1件	宿根木 404 番地	
6	1-6	屋敷境石垣	1件	宿根木 402 番地	
7	1-7	称光寺川縁石垣	1件	宿根木 394 番地	
8	1-8	称光寺川縁石垣	1件	宿根木 427-2, 428, 429番地地先	
9	1-9	称光寺川縁石垣	1件	宿根木 440 番地地先	
10	1-10	称光寺川縁石垣	1件	宿根木 449-2, 421番地地先	
11	1-11	称光寺川縁石垣	1件	宿根木 458 番地地先	
12	1-12	称光寺川縁石垣	1件	宿根木 456, 464-1, 465番地地先	
13	1-13	集落内排水溝(石造)	1件	小路, 屋敷境の側溝	
14	1-14	川の洗い場(石造)	1件	宿根木 465 番地	
2. 称光寺区域					
15	2-1	墓地①	1件	宿根木 467 番地	
16	2-2	墓地②	1件	宿根木 467 番地	
17	2-3	墓地③	1件	宿根木 471 番地	
18	2-4	墓地④	1件	宿根木 466 番地	
19	2-5	庚申塔(石造)	1件	宿根木 467 番地	
20	2-6	延命地藏(石造)	1件	宿根木 467 番地	
21	2-7	川の洗い場①(石造)	1件	宿根木 466 番地	
22	2-8	川の洗い場②(石造)	1件	宿根木 470 番地地先	
23	2-9	樹叢(榎他)	1件	宿根木 471 番地	
24	2-10	称光寺川辺	1件	宿根木466, 542, 471, 469, 273-1, 478番地に接する河川一帯	
25	2-11	称光寺境内	1件	宿根木 468 番地	
3. 白山神社区域					
26	3-1	鳥居(石造)	1件	宿根木 464-1 番地	市文化財
27	3-2	石灯笼(大)	2件	宿根木 464-1 番地	
28	3-3	石灯笼(中)	2件	宿根木 464-1 番地	
29	3-4	石灯笼(小)	2件	宿根木 464-1 番地	
30	3-5	狛犬(石造)	2件	宿根木 464-1 番地	
31	3-6	手水鉢(石造)	1件	宿根木 464-1 番地	
32	3-7	石柱	1件	宿根木 464-1 番地	
33	3-8	秋葉様(石造)	1件	宿根木 464-1 番地	
34	3-9	樹叢(桜他)	1件	宿根木 464-1 番地	
4. 十王坂区域					
35	4-1	石段・坂道	1件	宿根木460, 469, 458, 294, 294-1, 290-1, 289-1, 288-1番地に接する道	
36	4-2	辻地藏①(石造)	1件	宿根木 294 番地の崖下	
37	4-3	道切り板札	1件	宿根木 469 番地	
38	4-4	如意輪観音と身代り地藏(石造)	2件	宿根木 469 番地	
39	4-5	庚申塔(石造)	4件	宿根木 469 番地	
40	4-6	辻地藏②(石造)	1件	宿根木 469 番地	
41	4-7	沿道の樹林(榎榎他)	1件	宿根木460, 469, 458, 294, 294-1, 290-1, 289-1, 288-1番地の一部を含む	
5. 世捨小路区域					
42	5-1	世捨小路(石造)	1件	宿根木 379, 380, 374, 375, 377番地に面する道	
43	5-2	石段	1件	宿根木 387, 378-1, 2, 306-1番地に接する道	
44	5-3	辻地藏(石造)	1件	宿根木 306-1 番地	
6. 方岸坂区域					
45	6-1	石段・坂道	1件	宿根木294~7, 229, 301, 304-1, 458, 296-1, 297-1, 449-1, 421, 420, 419, 418, 401, 400, 305, 306-1番地に接する道	
46	6-2	沿道の樹林	1件	(6-1に同じ)	
7. 称光寺坂区域					
47	7-1	石段・坂道	1件	宿根木542, 577-3, 544, 543-1, 543-3, 466番地に接する道	
48	7-2	地藏・祠(石造)	1件	宿根木 542 番地	
49	7-3	六地藏・祠(石造)	1件	宿根木 542 番地	
50	7-4	道切り板札	1件	宿根木 542 番地	
51	7-5	沿道の樹林	1件	(7-1に同じ)	
8. 大浜・オヤジマ・厚浜区域					
52	8-1	船つなぎ石杭	7件	大浜・厚浜・オヤジマ地先	国有地内
53	8-2	鳥居(渡海弁天)	1件	宿根木 354-2 番地	
54	8-3	石灯笼(渡海弁天)	1件	宿根木 354-2 番地	
55	8-4	石祠(渡海弁天)	1件	宿根木 354-2 番地	
56	8-5	石碑(渡海弁天)	2件	宿根木 354-2 番地	
57	8-6	造船場跡地	1件	宿根木 361 番地地先	国有地内
58	8-7	辻地藏(石造)	1件	宿根木 552-3 番地崖下県道沿	
59	8-8	洞窟	2件	宿根木 360-1 番地崖下	
9. 博物館区域					
60	9-1	門柱(石造)	1件	宿根木 270-2 番地	

61	9-2	道祖神(石造)	1件	宿根木 277-1 番地	
62	9-3	樹叢(松, 銀杏他)	1件	宿根木 270-2 番地	
63	9-4	樹叢(桜の並木)	1件	宿根木 270-2 番地	
64	9-5	樹叢(榎の並木)	1件	宿根木 277-1 番地	
65	9-6	樹叢(松他)	1件	宿根木 270-2 番地	
66	9-7	樹叢(松他)	1件	宿根木 270-2 番地	
10. 高ノ山区域					
67	10-1	竹風垣	1件	宿根木 349 番地	
68	10-2	竹風垣	1件	宿根木 317 番地	
69	10-3	樹木(榎と榎)	3件	宿根木 322 番地	
70	10-4	樹木(榎)	1本	宿根木 323-4 番地	
71	10-5	樹木(榎)	1本	宿根木 310 番地	
72	10-6	樹木(榎)	1本	宿根木 314 番地	
73	10-7	樹木(榎)	1本	宿根木 346 番地	
74	10-8	樹叢(赤松他)	1件	宿根木 344-1 番地	
75	10-9	樹叢(黒松他)	1件	宿根木 349 番地	
76	10-10	沿道の紫陽花	1件	宿根木 349 番地	
11. スヨンダニと榎小路区域					
77	11-1	江筋と道	1件	宿根木528-1, 529-4, 529-1, 539-1, 540-1, 542番地に接する道	
78	11-2	榎の風垣	1件	宿根木 540-1 番地	
79	11-3	沿道の樹林	1件	(11-1に同じ)	
12. コダニ区域(強清水側)					
80	12-1	谷地の樹林帯(榎, 柏, タブ他)	1件	宿根木594, 595, 573, 607-3, 606-2, 605-4, 605-2, 597, 571, 566, 632-1, 599番地	
81	12-2	製塩跡洞窟	1件	宿根木 字小谷向	国有地内
13. 囲い場区域					
82	13-1	カクバの浜	1件	宿根木 336 番地地先	国有地内
83	13-2	製塩跡	1件	宿根木 字新谷	国有地内
14. インガコウチ(戊川内)区域(琴浦境)					
84	14-1	谷地の樹林帯(榎, 柏, タブ他)	1件	宿根木334-1B, 330, 331, 264, 258-1, 177-1, (324, 325, 340, 341-2, 332)番地琴浦345~7, 354, 355-1, 355, 358, 288, 287番地	
15. 唐岬区域					
85	15-1	小路	1件	宿根木 354-3, 360-1,2番地に接する道	
86	15-2	樹叢(沿道の榎並木)	1件	(15-1に同じ)	
16. その他の海浜地区					
87	16-1	土器出土遺跡	1件	宿根木 字がにが井戸地先	国有地内
88	16-2	製塩跡	1件	強清水 字萩ノ浦地先	国有地内
89	16-3	岩礁の潮吹き穴	1件	強清水 字萩ノ浦地先	国有地内
90	16-4	石切り場跡	1件	宿根木 333 番地	

計108件

別図2 環境物件位置図①



別図2-1 環境物件位置図②

